

○町田市地域福祉計画審議会条例

平成16年3月31日

条例第15号

地域福祉部福祉総務課

(設置)

第1条 町田市地域福祉計画の策定に資するため、町田市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、町田市地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

(令2条例21・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者 5人以内

(2)市内の公共的団体の代表 5人以内

(3)市内の福祉関連事業者の代表 5人以内

3 委員の任期は、第2条の規定による答申をしたときまでとする。

(令2条例21・一部改正)

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(令2条例21・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(令2条例21・旧第6条繰上)

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。